

取扱区分：「公開」

平成29年第3回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年3月10日（金）9時55分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第3回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年3月10日（金） 午前9時55分 ～ 11時18分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第6号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第8号	農業振興地域整備計画の変更について	40件
議案第9号	農用地利用集積計画について	342件
議案第10号	周南市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会 設置要項について	1件
報告第12号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第13号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	4件
報告第14号	農地法第5条の規定による農地転用届出受理の 取消について	1件
報告第15号	非農地証明について	6件
報告第16号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第17号	農業生産法人報告書の提出について	2件

4 出席委員

第1番 山崎光夫君

第2番 水井規雅君

第3番 秋貞啓子君

第4番 白石純治君

第5番	有馬俊雅君	第6番	小林一雄君
第7番	高橋恵君	第8番	長谷川和美君
第9番	杉村龍男君	第10番	藤井和典君
第11番	梅田洋治君	第12番	椎木人志君
第13番	大江静人君	第14番	弘中壽君
第15番	江波一男君	第16番	田中榮作君
第17番	野村一男君	第18番	藤井孝君
第19番	笠井保雄君	第20番	松岡清治君
第22番	大田幹代君	第23番	歳光時正君
第24番	杉村洋治君	第25番	藤井允雄君
第26番	福田栄司君	第27番	山崎弘子君
第28番	林定子君	第29番	村木実君
第30番	松田孝行君		
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

5 欠席委員

第21番 藤井澄子君

6 関係人

農林課 主査 長谷部 洋一

7 事務局職員

局長	茅原道夫	次長	藤井豊
次長補佐	吉原浩子	書記	時重智一

事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中31名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

本日の欠席は、第21番 藤井 澄子 委員の1名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

次に、総会の開始前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書13ページの「議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」の「別紙1 周南市農用地利用集積計画」におきまして、集積計画書の5ページの「戸田地区」の8番につきまして、3月7日に利用権設定申出者から取下書の提出がございましたので削除をお願いいたします。なお、番号を全て繰り下げるのも大変なことから、8番は欠番とし9番からはそのままとします。

また、それに伴う関係から今回、農用地利用計画書の実績集計表にも一部筆数において訂正がありましたので、先程の削除とあわせて、お手元に配布しております「別紙1の実績表」の1ページから3ページを別紙のとおり差し替えていただきご審議いただきますようお願いいたします。

それでは、議長をお願いいたします。

開会（午前9時55分 ～ ）

議長

おはようございます。それでは只今より、平成29年第3回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第4番、白石 純治委員さん、第25番、藤井 允雄委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

事務局長

それでは、議案第5号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案4件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は●●地区の大字●●●字●●●●に所在する農地の畑、1筆の315平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、登記簿上は譲渡人名義になっておりますが、従来から、譲受人の兄（現在は死亡されています）が使用、管理していた農地のため、今回、贈与により所有権移転されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は54アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、栗を植えられ果樹園をされるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

なお、地区担当の●●●●委員さんが、●●で開催されております「第13回女性農業委員活動推進シンポジウム」に出席され、本日は欠席されており、報告書を預かっておりますので代わって事務局長より報告していただきます。

事務局長

21番の●●委員さんからお預かりしました報告書を代読いたします。
農地法第3条許可申請の調査について
譲受人は●●●、●市大字●●105番地の2、譲渡人は●●●●、大字●●●●937番地で、3月5日（日）に、譲受人、譲渡人と現地で確認しました。譲受人は、平成28年11月贈与により5,150平方メートルを取得され新規農家になりました。今回、譲受人の実家の故人のお兄さんが管理されていた農地の登記名義を現実に合わせるための贈与です。取得後は、粟を栽培し農業に精進したい。以上です。その他については事務局の説明のとおりでお願いしますとのこと。ご審議の程宜しく願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の1,332平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢で耕作が困難なため譲り渡すとされ、譲受人は、譲渡人からの申出により規模拡大をされ営農活動に力を入れられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は75アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、柿、栗、梅等を栽培されることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

9番の●●です。3月6日に譲受人と譲渡人については、本人が前日に入院されたという事から娘婿さんに立会いをお願いしお話を聞きました。現地は、去年は作付けがされておりますが、イノシシ被害によって刈取りが出来

ない状況から踏みつけられておりました。譲受人は、隣地に所有している農地があることから、希望どおり果樹を植えたいとのことで問題ないと思います。また、その他まわりも管理転作の状態ですので問題ないと思われます。現地の田については、自動車道の関係でバルブが設置されて水が供給されるようになっていますが、管理が悪くこの地区の水不足が起きるような管理をされていたことから、そのようなことは周りの方から解消されると言う話はお聞きしました。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、3筆の3,298平方メートル、同じく大字●●字●●に所在する農地の畑、1筆の330平方メートル、合計、4筆の3,628平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢であり、後継者もなく管理できないことから譲り渡すとされ、譲受人は、譲渡人からの申出により、申請地が以前住んでいた付近で愛着もあることから、譲り受けられ営農を開始されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項につ

いて、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、また、譲渡人から農業指導を受けるとのことからみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は36アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、柿、栗、梅の果樹や花卉及び野菜等を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番の●●です。議案第5号3番について去る3月7日、譲渡人、譲受人、と申請地にて、面談・調査した結果についてご報告いたします。申請地は、大字●●字●●から●●●●●の側を通過して大字●●字●●に抜ける道沿いで●●●●●より約150メートル進んだところにあります。申請地の両サイドは山林で、申請地は各段の段差が2メートルから3メートルある8段の棚田で構成されております。合計面積は約36アールで4筆からなり、1899番地と1899番地の第一及び1902番の1は登記地目が田で、1903番の2は登記地目が畑ですが、現状は1899番の一部と1899番の

第一の一部及び1903番の2が畑地となっていました。但し、いずれの土地も現在は耕作されておらず、きれいに草刈り管理されてありました。譲渡人によれば10年前までは水稻をはじめ全ての土地を耕作していたが、以後は、畑作以外草刈りのみの保全管理を続けてきた。現在年齢が84歳となり、体力的にも限界を感じるようになり後継者もいないことから譲受人を探していたところ、縁あって昔近所に住んでいた人が譲受けに応じてもらえることになり今回の申請になったということです。譲受人は農業の経験がなく新規就農ではありますが、譲渡人の指導を受けながら現状が畑地の所には、大根、人参、白菜、トマト、大豆などの野菜を、その他の所には柿、栗、梅、梨、ぶどう、キュウイ等の果樹や、梅、サカキ等の花卉を植える予定だということです。収穫した農作物は、当面自家消費し余剰品が出るようになった時には、直売所出荷を考えたいということです。年齢的にも夫と共に●●歳代前半の働き盛りであり、必要な時には両親や兄弟等の親族の応援も可能ということでやる気十分に見受けられました。農機具については、譲渡人から譲り受けられるものは譲り受け不足のものは購入するということです。また、草刈りは定期的に行い周辺農地に迷惑をかけないようにし、地域活動にも協力していくということで特に問題はないと思われれます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたし

事務局長

ます。

次に、4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の971平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、譲受人の要望により譲り渡すとされ、譲受人は、申請地が当法人の近隣地で、和牛の採草放牧地として利便性が高いことから今回、譲り受けて規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は1,057アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、イタリアン、スーダン等の牧草を栽培し、牛を放牧されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第26番

26番の●●です。3月6日に現地確認とお話をお聞きしました。会社の近隣地であり、繁殖60頭、肥育100頭の和牛のイタリアン、スーダン等の採草放牧地として利便性が高いため申請地を譲り受けたいとのことでした。譲渡人ですが、譲受人の強い要望があり譲り渡したいとのこと。相続財産管理人ですが、審判が出されております。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第6号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、市内に居住する無職の方です。

申請地は、周囲が山林化しており、また、同じ●●市とはいえ離れた場所に住んでおり、高齢となってきたので、今後は、杉400本を植林するために許可申請が提出されたものです。

まず、申請地の所在につきましては、●●支所から南東に約1.6キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●2401番、地目は田、地積は763平方メートル、同じく大字●●字●●2404番、地目は田、地積は2,102平方メートルの合計2,865平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。2枚ありますのでご覧ください。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、これまで通り自然流下でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては該当ありません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番

3番の●●でございます。申請地は、●●市内の街場に居住される申請人の所有される田でございます。遠隔地に居住のため既に長く耕作されていない申請地を管理することは難しく、この度、その田に植林したいという申出がありました。3月2日に申請人にも確認、現地を見て参りました。息子さんと共に苗木を用意して植林されるとのことです。今後は、森林として管理されたいとのことです。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第7号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案4件でございます。

それでは1番につきまして、ご説明いたします。

譲受人は、●●市内に在住する会社役員の方です。

太陽光発電事業を開始するために申請地を購入し、発電出力48.5キロワットの太陽光パネル288枚及び管理用駐車場3台分を設置するものでございます。

申請地は、南向きで平坦であり、●●道路への接続もスムーズで維持管理にも最適な場所であり、また、譲渡人は、申請地を相続により取得したが耕作ができず今後、後継者もないことから今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南へ約2.8キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●字●●2386番1、地目は畑、地積は114平方メートル、同じく大字●●●字●●2387番2、地目は田、地積は665平方メートル、合計、779平方メートルでございます。

なお、当申請地は、地目の宅地部分を247.26平方メートルを取り込んでの一体利用となっており、計画所要面積は1,026.26平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。2枚あります。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第30番

30番の●●です。3月2日に譲渡人が体調を崩されたことから行政書士の方が責任を持つということからその方に立会いとお話を聞き、譲受人が●●の方のため、その場で電話にて内容を確認しました。その話の中で、申請地が国道●●●号線沿いに関わっていることから、その農地の維持管理等について、この後、じっくり話し合おうという話をしたところであります。なお、まわりに家が建てこんでいることからその辺の関係での処理についてはよろしくお願ひしたいということから隣接者の了解がとれたところです。以上です。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第31番

先日新聞情報で太陽光発電事業が厳しくなると掲載されておりました。内容的には、認可を受けながら設置されていない状況がある。半年以内に設置

しなければいけないというような厳しい指導を行政の方から出すのではないかとされている。そのような情報等が農業委員会に入っていますか。

事務局次長

農業委員会には、まだそのような情報は入っておりません。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは2番につきまして、ご説明いたします。

譲受人は、●●市内で建設業を営む事業主です。

現在、●●地区を拠点として建設業をしており、現在所有の資材置場が手狭となり、事業拡大に伴い隣接地に資材置場用地を借り受けるものです。

また、譲渡人は、高齢で耕作も困難であるということで、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から北へ約850メートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●3508番1、地目は田、地積は1,042平方メートル、同じく大字●●字●●3508番4、地目は田、地積は1,068平方メートル、合計、2,110平方メートルでございます。

(スクリーンに、位置図、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、位置図でございます。

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

車両進入路を含めて、残土置場400立方メートル・砂利置場50立方メートル・仮設材置場50平方メートル・型枠材及び廃材置場として50平方メートルでございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、当地域は、土地改良区が設立しており、●●土地改良区理事長あてに農地転用等の通知及び意見書交付願いが提出され受理されております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

10番の●●でございます。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請
についての番号2についてご説明いたします。貸出人、借受人とは3月7
日に現地で説明を受けましたのでその報告をいたします。土地の所在地は、
大字●●字●●3508-1、田、1,042平方メートル、同じく大字●●
字●●3508-4、田、1,068平方メートルです。当該地は、平成24
年12月水田埋め立てによる農地改良届出により改良工事が完了した田で2
筆が一面となっています。貸出人は、高齢であり農業が出来かねることから
資材置場として業者に貸与されるものでございます。現在の田の土を除いて
真砂土を入れ建設機械、資材などを置かれるものです。周囲には民家もなく
雨水は田としての排水口に流されるとのことです。被害防除計画書も整備さ
れており、別に問題ないと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願
いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

次に、3番及び4番につきましては、譲受人が同一で、土地の所在、転用
目的も同一でありますので、一括して事務局よりの議案の説明をお願いいた
します。

それでは3番及び4番につきまして、一括してご説明いたします。

譲受人は、●●市内に在住する建設業を営んでいる事業主です。

申請地は、従業員の車両の駐車及びダンプトラックを駐車するために借り受けるものです。

また、譲渡人は、2名いらっしゃいますが、県外在住の方と高齢で耕作困難ということで、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から北へ約850メートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●3511番5、地目は田、地積は263平方メートル、同じく大字●●字●●3512番1、地目は畑、地積は148平方メートル、同じく大字●●字●●3512番3、地目は畑、地積は148平方メートル、合計、559平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございますが、先程、地積の合計を559平方メートルと申しましたが、法面部分がスケールアップでございますが、81平方メートル程度あり、利用できないため実際利用できる有効利用面積につきましては、478平方メートル程度でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び定期預金証書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、当地域は、土地改良区が設立しており、●●土地改良区理事長あてに農地転用等の通知及び意見書交付願いが提出され受理されております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

10番の●●です。議案第7号の農地法第5条の規定による許可申請についての番号3及び4についてご説明いたします。番号3につきましては、貸出人が遠隔地でございますので、電話で確認いたしました。番号4につきましては、3月7日に貸出人と借受人と現地で説明を受けました。土地の所在地につきましては、大字●●字●●3511-5、263平方メートル、同じく3512-1、148平方メートル、同じく3512-3、148平方メートルでございます。当該地につきましては、平成24年12月水田埋め立てによる農地改良届出により改良工事が完了したもので一面となっております。番号3は遠隔地であること。番号4は高齢者であること。そして双方の畑が一面になっていることから、今回、近くで操業している借受人から駐車場としての利用に協力されるものでございます。近隣は、畑や田で民家は無く被害防除計画書も整備されており、別に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番及び4番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

次に、議案第7号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議案書の4ページから12ページをお願いいたします。

議案第8号「農業振興地域整備計画の変更について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたので意見を求める。

平成29年3月10日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

今回は、除外が2件、編入が37件、用途区分変更が1件でございます。

議長

それでは、この諮問につきましては、農林課の●●●主査が来ておられますので、まず、ご説明を受け、その後に地区担当農業委員さんから現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えておりま

すのでよろしくお願いいたします。

それでは、●●● 主査さん、1番につきまして、説明をお願いいたします。

農林課の●●●です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号農業振興地域整備計画の変更について説明致します。今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、本年1月末までに2件の除外、37件の編入、1件の用途区分変更の申出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1番の除外の案件についてご説明をさせていただきます。

場所は●●地区、目的は植林です。

本件は申請者が高齢となり耕作を継続することが困難となったため、該当地に杉・桧を植林し、林地としたいことで、今回の申出となりました。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらが該当地の位置図です。該当地は、●●総合支所から南西に約5.2キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに周辺図を表示)

こちらが該当地の周辺図です。該当地の861番は地目が田、登記面積が2,191平方メートルで、862番は地目が田、登記面積が42平方メートルであります。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが該当地の分間図です。該当地の東側は●●●●川に面しており、他周辺は山林・宅地・農振白地に面しております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが該当地の現地写真です。南から北の方向へ撮った写真です。こちらが2枚目の現地写真で、西から東の方向へ撮った写真です。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第30番

30番の●●です。この地域は、山林と田が混在している地域で、申請地の周辺も多くの農地が山林化している状況です。田を耕作することもできないし、また、耕作する方もいない状況です。そのため、荒らしておく迷惑をかけることになるため植林をされるということでした。以上の事から問題ないと思われれます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、2番につきまして、説明をお願いいたします。

農林課

それでは、2番の除外の案件について説明をいたします。

場所は●●地区、目的は自己用住宅でございます。

本件は申請者が子が住宅を建築したいとのことで、該当地の隣接地に申請者の実家があり、将来、申請者も実家に帰ることを予定しており、生活支援のために同地域に建築することが必要と認められ、農用地区域外に適地がないことから今回の申出となりました。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらが該当地の位置図です。該当地は、●●総合支所から北東に約1.5キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに周辺図を表示)

こちらが該当地の周辺図です。該当地は地目が田、登記面積が593平方メートルで、その内、416平方メートルが除外対象となっております。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが該当地の分間図です。該当地の東側は市道に面しており、西側は●●川に面しております。北側は宅地と一部農地に面しており、南側は宅地に面しております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが該当地の現地写真です。東から西の方向へ撮った写真です。説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第19番

19番の●●です。農業振興地域整備計画の変更について、第2番について、去る3月1日、現地調査を、申請人は遠方のため電話にて意思確認いたしました。現況は地目、田で、昨年水稻の刈取りが終わった状態でした。なお、現地確認の際、申請地の隣が実家のためお母さんにお聞きしました。内容については、農林課の説明のとおりで間違いありません。申請地の農用地除外後の土地利用計画として、農地法第5条の許可申請をされ自己用住宅の建設をされるとのことでした。この地域も加速的に空家や高齢化が進み、若い方や小さいお子様が減少する中、実家の近くに帰って来られるという事は地域にとっても大変喜ばしいことだと思います。以上のことから農用地除外について何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号2番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、編入の3番から39番について、同一の内容、理由ですので、一括してご説明をお願いいたします。

農林課

それでは、3番から39番の編入の案件についてご説明させていただきます。

場所は●●地区、目的はほ場整備区域への編入です。

本件は、ほ場整備事業に係り事業の実施区域は、農用地区域内の区域とすることが要件となっているため、今回の申出となりました。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらが該当地の位置図です。該当地は、筆数が合計で60筆、地目は田が54筆、畑が6筆で、登記面積が合計、36,484.83平方メートルであります。

(スクリーンにほ場整備区域図を表示)

こちらが該当地に係るほ場整備区域図です。

緑の着色がほ場整備区域内の農振青地で、赤の着色がほ場整備区域内の農振白地です。今回の申出は農振白地を編入対象としております。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに編入に関しての意見をお願いいたします。

第4番

4番の●●です。調査報告をいたします。平成28年度着手の●●地区のほ場整備事業を実施する中で、中間管理機構への農地の集積、また、行政からの交付金の支援を受けるうえで、農振農用地の区域内編入は必要事項であ

り、37名の事業の同意書も取っており今回の編入申請は、特に問題はないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の3番から39番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、3番から39番につきまして、同一事業による理由ですので一括して採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番から39番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、用途区分変更の40番につきまして説明をお願いいたします。

農林課

それでは、40番の用途区分変更の案件についてご説明させていただきます。

場所は●●地区、目的は養豚場施設及び浄化槽施設です。

本件は申請者が自己所有の農地に養豚場施設・浄化槽施設を建設したいとのことで、当該地の農用地区域の用途区分を農地から農業用施設用地に変更するため、今回の申出となりました。今回の申出は、用途区分の変更面積が合計で1ヘクタールを超えるため、重要な変更としてお諮りするものです。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらが該当地の位置図です。該当地は、●●総合支所から北西に約6.7キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに周辺図を表示)

こちらが該当地の周辺図です。該当地の1981番1は地目が田、登記面積が482平方メートル、1981番2は地目が畑、登記面積が13,518

平方メートル、1982番1は地目が畑、登記面積が1,120平方メートル、1982番2は地目が田、登記面積が2,363平方メートルであります。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが該当地の分間図です。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが該当地の現地写真です。1981番2を南東から北西の方向へ撮った写真です。こちらが2枚目の現地写真で、1981番1を南東から北西の方向へ撮った写真です。こちらが3枚目の現地写真で1982番2を南西から北東の方向へ撮った写真です。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに用途区分変更に関するの意見をお願いいたします。

第26番

26番の●●です。3月6日に現地の確認と一緒に話を聞かせていただきました。規模拡大のために豚舎を増築する必要ができたということでございます。近隣施設の近くに集約して豚の移動、糞尿処理の作業効率を上げたいという事でございます。糞はローダーで運搬しコンポストへ、尿汚水はポンプにより浄化槽にパイプ放水することで、いずれも外部への流失はないという事でした。以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の40番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第30番

川はどちらに流れますか。●●●の方ですか。

第 26 番

従来からある他の施設と同じですので●●●方面に流れます。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 8 号 40 番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、40 番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第 9 号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の 13 ページをお願いいたします。

議案第 9 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成 29 年 3 月 10 日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の、別紙 1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましては、農林課の●●●主査さんが来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、●●● 主査さん、お願いいたします。

農林課

それでは、議案第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画についてご説明いたします。

本日は、1 月までに受付しました農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

会設置要項につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第12号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の15ページをお願いいたします。報告第12号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第12号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第12号を終わります。

続きまして、報告第13号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の16ページをお願いいたします。報告第13号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第13号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第13号を終わります。

続きまして、報告第14号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の17ページをお願いいたします。報告第14号「農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について」を、ご説明いたします。

平成29年1月10日付けで受理し、平成29年2月10日の第2回総会において報告いたしました「農地法第5条の規定による農地転用届出」1件につきまして、取り消しの届出がございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、先程、報告第13号の3番でご説明いたしましたが、今回、譲受人を変更して、新たに、農地法第5条の規定による農地転用届出書が提出されております。以上でございます。

議長

只今の報告第14号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第14号を終わります。

続きまして、報告第15号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の18ページ、19ページをお願いいたします。報告第15号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は6件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第15号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第15号を終わります。

続きまして、報告第16号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の20ページをお願いいたします。報告第16号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業経営用施設等に転用する場合で、転用面積が2アール未満であるときは、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第16号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第16号を終わります。

続きまして、報告第17号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の21ページをお願いいたします。報告第17号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規

定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は2件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長

只今の報告第17号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第9番

1番の報告の件で、事業年度と報告書の提出日との整合性がとれていないがどうなっていますか。事業年度が12月末ではないのですか。

事務局長

資料がないので調査、確認して次回の総会で報告したいと思います。

第9番

分かりました。次回、報告をお願いします。

議長

この件については、次回の総会で報告してください。よろしいですか。

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第17号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第3回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 (午前11時18分)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年3月10日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 白石純治

委 員 藤井元雄